



1. 令和4年度事業報告

1. JB 本四高速グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

JB本四高速グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、高速道路事業として本州と四国を連絡する自動車専用道路等の維持、修繕、料金収受などの管理を行うとともに、関連事業として、サービスエリア・パーキングエリア（以下「サービスエリア等」といいます。）の休憩施設の運営、長大橋や道路に関する調査・設計の受託事業などを行っています。当事業年度（令和4年4月～令和5年3月）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響からの社会経済活動の正常化が進みつつある中で、緩やかな持ち直しが続きました。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している状況です。

このような環境の中、当社グループは、『インフラ経営』のリーディングカンパニーを目指して「次世代への挑戦」に向けた第一歩を示した、中期経営計画「行動計画2022-2024」の確実な達成に向けて、高速道路を取り巻く環境の変化や潮流に適応し、持続可能な社会に貢献し続けるために、「『持続可能な高速道路』への挑戦」、「『長大橋技術企業』として、『200年橋梁』への挑戦」、「『瀬戸内企業』として、『瀬戸内の未来』への挑戦」、「『成長し続ける企業グループ』への挑戦」に取り組んでまいりました。

当社グループが運営する高速道路事業においては、通行台数は前事業年度比13.2%増の43,415千台となり、料金収入は前事業年度比12.5%増の63,219百万円となりました。一方、令和元年度比で、通行台数は全体で1.8%減、料金収入は5.1%減となっており、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が見られましたが、コロナ禍以前までの回復には至っておりません。車種別に見ると、普通車等の通行台数が令和元年度比2.0%減、貨物自動車等の大型車通行台数は令和元年度比1.1%減となりました。本四高速道路は本州四国間の交通を確保する生活・経済活動に欠かせない重要なインフラであることから、引き続き安全、安心、快適にご利用していただけるよう、サービスの充実、万全な維持管理に取り組みました。

関連事業においては、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和され、感染拡大防止の取組を継続しつつ、お客様に安心してご利用いただけるよう、地域の魅力発信などに取り組んだことにより、休憩所等事業の収益は前事業年度比31.2%増の1,471百万円となりました。また、受託事業においては、地方公共団体が保有する跨道橋の耐震補強工事を完了したこと等により収益が増加したため、関連事業の収益は前事業年度比10.7%増の4,038百万円となりました。

この結果、当事業年度の営業収益は89,179百万円（前事業年度比26.7%増）、営業費用は88,981百万円（同27.0%増）、営業利益は198百万円、経常利益は434百万円となりました。ここから法人税等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は349百万円（前事業年度は370百万円）となりました。

事業別の概況は、次のとおりです。

① 高速道路事業

当事業年度の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との協定及び令和4事業年度の事業計画に基づき、改築、維持・修繕、料金収受・交通管理、地域連携推進等に取り組みました。

当事業年度の主な取組として、まず、前事業年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡

このうち休憩所等事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組を徹底・継続するとともに、キャッシュレス決済の拡大による利便性の向上や地域と連携した新メニューの開発等により、落ち込んだ売上げの回復に取り組みました。また、7月には本四高速道路のサービスエリア等では初となる一般道から徒歩等による出入口（「コミュニティゲート」）を来島海峡サービスエリアに整備し、地元地域による利用向上にも取り組みました。また、受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の塗替塗装他の維持修繕等を実施しました。

さらに、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体からの要請に基づき、大鳴門橋自転車道設置検討等の長大橋に関する技術支援を実施しました。

加えて、国から一般国道317号生口島道路及び大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、地方公共団体から本四高速道路上における跨道橋点検業務等を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

この結果、休憩所等事業収入と受託業務収入を合わせた関連事業の営業収益が4,038百万円、営業費用が3,729百万円となり、関連事業営業利益は308百万円となりました。

〔地域連携の取組〕

瀬戸内地域に立脚する企業として、地域との連携を図りながら、瀬戸内地域の活性化に向けた取組を進めました。

インフラツアーでは、3年ぶりに個人向けツアーを再開し、多様なコンテンツと組み合わせた企画提案型ツアーを実施しました。また、サービスエリア等を拠点として地域の魅力を発信する「せとうち魅力発見」キャンペーンを新たに展開し、地域イベントや食をテーマにした地域の飲食店も参加するスタンプラリーを実施しました。さらに、「せとうちグルメ通信」や美術館等の企画展をテーマにした「せとうちアート通信」の発刊など発信力の強化にも積極的に取り組みました。加えて、サイクリングによる広域連携を推進するため国や地域経済団体から構成される「Setouchi Vélo協議会」を設立し、連携体制の強化にも取り組みました。

③ 当社の個別の業績

当社の個別の業績は、高速道路事業営業損益については、営業収益が85,044百万円、営業費用が85,188百万円となり、高速道路事業営業損失は143百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、営業収益が2,543百万円、営業費用が2,429百万円となり、関連事業営業利益は113百万円となりました。

この結果、全事業営業損失は29百万円、経常利益は186百万円となりました。また、法人税等を控除した当期純利益は171百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、次のとおり機構及び金融機関より総額18,194百万円の借入れを行いました。

種 別	借 入 日	借 入 額
長期借入金（機構）	令和4年4月28日	21（百万円）
長期借入金（金融機関）	令和5年2月28日	18,000
長期借入金（機構）	令和5年3月31日	172

② 設備投資

当事業年度における当社グループでの設備投資の主な内容は、次のとおりです。

イ. 当事業年度に完成した設備

〔高速道路事業〕 料金所安全通路の設置

〔関連事業〕 来島海峡サービスエリア「コミュニティゲート」の設置

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC専用化工事及び設備更新等

(3) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

(当期純利益▲は当期純損失)

区 分	第15期	第16期	第17期	第18期 (当事業年度)
売上高(百万円)	81,183	70,269	70,383	89,179
当期純利益(百万円)	792	▲968	370	349
一株当たり当期純利益(円)	99.10	▲121.00	46.29	43.63
総資産(百万円)	64,750	75,460	81,985	87,833

② 当社の財産及び損益の状況

(当期純利益▲は当期純損失)

区 分	第15期	第16期	第17期	第18期 (当事業年度)
売上高(百万円)	79,265	69,097	69,000	87,588
当期純利益(百万円)	318	▲766	334	171
一株当たり当期純利益(円)	39.80	▲95.76	41.78	21.42
総資産(百万円)	57,200	68,196	75,190	81,084

(4) 対処すべき課題

本四高速道路は、世界で最高の技術と最大の規模を誇る長大橋梁群を中心とする神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道で構成されており、当社グループは、お客様に安全、安心、快適にご利用いただけるよう、サービスを提供するとともに、本州と四国を結ぶ3ルートが地域の交流、活性化に貢献するよう努めています。

平成26年4月には、本四高速道路が全国路線網に編入され、全国共通水準を基本とする新たな通行料金が導入されました。この新たな料金は、令和5年度までの10年間の措置となっており、令和6年度以降の通行料金は当社グループにとって、重要な課題となっています。また、令和5年4月に瀬戸中央自動車道開通35周年、神戸淡路鳴門自動車道全通25周年、令和6年5月には西瀬戸自動車道全通25周年と節目の年となりますが、本四高速道路の開通による経済効果は、昭和63年から平成30年までの31年間で約41兆円と推計され、各方面から高い評価をいただいています。

令和4年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続きました。本四高速道路においても、通行台数は徐々に回復して前事業年度比113.2%（小型車：116.6%、大型車：101.7%）となり、料金収入も前事業年度比112.5%となりましたが、コロナ禍以前の水準までには戻らず、令和元年度比では、通行台数は1.8%減、サービスエリア等の売上げは7.0%減となりました。当社グルー

プの経営安定化に向けて、ウィズコロナの下、感染拡大防止と社会経済活動を両立し、料金収入、サービスエリア等売上げの回復に取り組むことは、令和5年度以降も引き続き重要な課題になります。今後は、瀬戸内地域の自治体や観光施策を推進する事業者等との連携を更に強化し、インフラツアラーの更なる推進や、瀬戸内の魅力を発見・発信する地域内外のつながりを創出する拠点としてサービスエリア等を最大限活用すること等により、観光需要の回復に努め、瀬戸内地域の活性化に貢献してまいります。

今後も本四高速道路を安全、安心、快適にご利用いただけるよう、耐震補強工事や防災拠点の整備等の強靱化への取組を着実に実施するとともに、デジタル技術の活用を更に進めること等により、高速道路事業の高度化・効率化を推進します。また、ワークスタイル変革により更なる業務効率化を進め、組織力の向上にも努めてまいります。

当社グループは、『インフラ経営』のリーディングカンパニーを目指して「次世代への挑戦」に向けた第一歩を示した中期経営計画「行動計画2022-2024」を策定しております。この計画では、高速道路を取り巻く環境の変化や、脱炭素社会へ向けた動きやデジタル革命の進展等の潮流に適応し、持続可能な社会に貢献し続けることとしています。そのために、インフラを国民が持つ資産として捉え、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした新たな取組を実施するという『インフラ経営』の視点から、国民の重要な資産である本四高速道路の潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造し、瀬戸内、ひいては我が国の持続的な発展を支え、SDGsの達成に貢献するために挑戦する取組を進めてまいります。

中期経営計画における主な具体的取組は、次のとおりです。

〔「持続可能な高速道路」への挑戦〕

これからも安全、安心、快適に高速道路を利用していただくため、点検・補修を確実に実施するなど着実な維持管理を実施するとともに、基盤となる高速道路事業の高度化・効率化を進め、橋梁耐震補強の推進、防災体制の強靱化、逆走防止対策、交通監視・施設監視・情報提供のシステム高度化、サービスエリア等の施設の整備等に取り組めます。

〔「長大橋技術企業」として、「200年橋梁」への挑戦〕

200年以上の長期にわたり利用される「200年橋梁」を実現するため、アセットマネジメントの高度化を目指して、新たな維持管理情報システムの構築や点検ロボットの開発、新たな点検手法の開発を進めるとともに、オープンイノベーションにより土木業界のみならず、異業種の企業や大学等とも連携し、長大橋維持管理技術開発の構想を具現化します。また、当社グループが保有する技術を活用し、国内外の長大橋建設・維持管理への技術支援に取り組めます。

〔「瀬戸内企業」として、「瀬戸内の未来」への挑戦〕

瀬戸内地域に立脚する企業として、地域との連携を図りながら、インフラツアラーの更なる推進、サービスエリア等を拠点に地域の魅力を発信する「せとうち魅力発見」キャンペーンの実施、瀬戸内地域の景観や地域資源を活かした島旅の活性化や海ごみなど地域が抱える課題解消に向けた取組、サイクリングによる広域連携の実現、瀬戸内地域の美術館等をつなぐ美術館ネットワークの深化などにより、瀬戸内の未来に挑戦します。

〔「成長し続ける企業グループ」への挑戦〕

業務の効率化、生産性向上への取組を図るとともに、出産・育児・介護との両立等、多様な働き方に対応し、社員のスキルアップを支援し、全ての世代が活躍できる環境を整えるとともに、社会貢献活動を通じ、地域社会の発展に貢献します。

OJTや研修を通じて、若手社員への技術・ノウハウの継承を推進するとともに、多様なライフスタイルの実現に向けた働き方支援を進めます。また、育児休業について、女性社員の取得率100%の継続に加え、男性社員の取得率向上を達成すべく、仕事と家庭の両立支援制度の社員への周知徹底等の施策を進めます。

〔脱炭素社会への取組〕

美しい瀬戸内の環境を次世代へ繋ぐため、事業活動を通じて脱炭素化に取り組みます。取組を推進するために、「経営会議」において、温室効果ガス排出削減に係る議案（削減目標や対象期間などの取組内容）について審議を行うと共に、「環境会議」等において、実施状況の点検を実施し、その成果を公表することとしています。

(5) 主要な事業内容

① 高速道路事業

イ. 高速道路の新設、改築及び高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理

② 関連事業

イ. 休憩所等事業

ロ. 道路の維持・修繕、調査等の受託

ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）

ニ. 長大橋の調査・設計等受託

ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 当社の主要な事業所

事業所名	所在地
本 社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
東 京 事 務 所	東京都港区虎ノ門5-1-5
神 戸 管 理 セ ン タ ー	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴 門 管 理 セ ン タ ー	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡 山 管 理 セ ン タ ー	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂 出 管 理 セ ン タ ー	香川県坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

② 使用人の状況

(1) 当社グループの使用人の状況

区 分	使用人数
高速道路事業	(人) 868
受託事業	
休憩所等事業	35
その他の事業	
全社（共通）	99
計	1,002

(注) 使用人数には、臨時の使用人を含めておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
388名	9名増	44.0歳	21.0年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。また、常務執行役員1名、執行役員1名及び常勤嘱託社員2名を含めておりません。
2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。
3. 当社では、「行動計画2022-2024」で掲げている「次世代への挑戦」に取り組んでいく人材を育成するために、OJTや研修を通じて、若手社員への技術・ノウハウの継承を推進しております。

また、多様なライフスタイルの実現に向けた働き方支援を進めており、育児休業について、女性社員の取得率100%の継続に加え、男性社員の取得率向上を達成すべく、仕事と家庭の両立支援制度の社員への周知徹底等の施策を進めております。

女性管理職比率は1.1%、男性の育児休業取得率は20.0%、男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）は、全ての労働者で52.5%、うち正規労働者で65.6%、非正規雇用労働者で36.4%です。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項は、ありません。

② 子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	本店所在地	主要な事業内容
J Bハイウェイ サービス株式会社	50	100	兵庫県 神戸市	休憩所等事業、料金収 受管理、交通管理
本四高速道路 ブリッジエンジニア 株式会社	50	100	兵庫県 神戸市	点検管理、長大橋維持 修繕、道路修繕
J Bツールシステ ム株式会社	30	100	兵庫県 神戸市	料金收受機械保守整備、 料金収入・交通量のデ ータ管理

(注) 本四高速道路ブリッジエンジニア株式会社は、令和5年1月1日に株式会社ブリッジ・エンジニアリングから商号変更しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社武蔵野銀行	3,944
株式会社七十七銀行	2,366
信金中央金庫	2,200
株式会社S M B C信託銀行	2,066
株式会社琉球銀行	1,688

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,000,000株
- ③ 当事業年度末の株主数 11名
- ④ 株主の状況

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
財務大臣	5,330,440	66.63
兵庫県	492,355	6.15
岡山県	343,962	4.30
香川県	343,962	4.30
神戸市	300,241	3.75
広島県	296,557	3.71
愛媛県	296,557	3.71
徳島県	270,171	3.38
大阪府	108,589	1.36
大阪市	108,589	1.36
高知県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
後藤政郎	代表取締役社長 会社の経営の総理	
大江慎一	取締役 常務執行役員 (経営計画部、長大橋・技術部、保全部、 安全防災部)	
森 毅彦	取締役 常務執行役員 地域連携事業推進本部長 (総務部、人事部、地域連携事業企画部、 広域周遊観光渉外部、監査室)	
佐々木政彦	取締役 常務執行役員 (企画部、業務部)	
原田豊士	監査役 (常勤)	
南部真知子	監査役	株式会社神戸クルーザー会長 モロゾフ株式会社社外取締役 三共生興株式会社社外取締役 株式会社こうべ未来都市機構 社外取締役
飴野仁子	監査役	関西大学商学部教授 センコーグループホールディ ングス株式会社社外取締役 ダイハツディーゼル株式会社 社外取締役 吹田市教育委員会 教育委員

- (注) 1. 監査役南部真知子氏及び飴野仁子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 2. 株式会社神戸クルーザー、モロゾフ株式会社、三共生興株式会社、株式会社こうべ未来都市機構、センコーグループホールディングス株式会社及びダイハツディーゼル株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 3. 当社は、監査役原田豊士氏、南部真知子氏及び飴野仁子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。
 4. 当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
	(人)	(百万円)	
取締役	6	68	
監査役	4	21	
計	10	90	

- (注) 1. 平成17年9月27日開催の創立総会において、取締役の報酬総額は年額150百万円以内、監査役の報酬総額は年額70百万円以内と決議されております。
 なお、当社取締役の員数は8名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。
 2. 報酬等の額に記載するほかに当期に退任した取締役2名、監査役1名に対し退職慰労金15百万円を支給しております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	南部真知子	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会11回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。
監査役	飴野仁子	就任後開催の取締役会10回全て及び監査役会8回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	(人) 3	(百万円) 6	(百万円) -

(注) 報酬等の額に記載するほかに当期に退任した監査役1名に対し退職慰労金3百万円を支給しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	(百万円) 18

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。（最終改正：平成27年9月24日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・コンプライアンス委員会等を定期的で開催し、業務の適正な執行の確保を図ります。また、法令違反行為等に関する通報・相談窓口を社内及び社外（弁護士）に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。
- ・コンプライアンス意識の醸成及び浸透を図るため、コンプライアンス研修を徹底します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

また、会社の損害を防止及び軽減するため、リスクマネジメント委員会を設置し、全社的視点から適切に管理します。

④ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

また、グループ一体となったリスクマネジメントの運用及びコンプライアンスの推進に努めます。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助は、監査役の指示に従い、監査室に所属する使用人が行います。
また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いはい行いません。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど情報の提供に努めます。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払の請求等をしたときは、適切にその費用の処理を行います。

(2) 体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの構築の基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、定例の取締役会を12回、経営会議を12回開催し、全社的に影響を及ぼす重要な事項の審議及び業務の執行状況の報告を行いました。また、社外の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスを推進するための具体的な方針として「コンプライアンス推進に関する方針」を策定し、社内に周知しています。その進捗状況や達成状況は定期的にフォローアップを行い、コンプライアンス態勢の堅持に努めています。

また、内部監査計画に基づく全社的な内部監査を実施するとともに、不当要求対応マニュアル等のコンプライアンスに関するマニュアルの周知、全社員を対象としたeラーニングや、コンプライアンス意識の更なる向上のため社会的関心の高い事例をテーマに少人数によるグループディスカッション（職場討議）など、コンプライアンス研修を実施しています。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、各部門で当社のリスクを管理する体制を整えて、P D C A サイクルによる不断の見直しを行うとともに、リスクマネジメント委員会を開催し、その状況を確認しています。

また、異常気象時のお客様の安全確保や南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、関係機関と連携した防災訓練の実施、道路啓開に必要な資機材の確保等の防災体制の構築に努めるとともに、甚大な災害時に本四高速道路の交通を確保する事業継続計画を策定し、必要な対策を講じています。工事等の安全管理については、事故・インシデント再発防止検討会を設置し、原因究明、再発防止策を徹底して議論・改善し、安全に関するレベル向上を図るとともに、労働災害ゼロ及び第三者への被害ゼロを目指した工事安全活動の実施、また、防犯対策については、料金所等における防犯体制の強化等に努めています。

情報資産の保全については、ソフト・ハードともに情報セキュリティ対策の強化を図っています。特にソフト面では、社員等の情報セキュリティに関する意識向上に向けた訓練や社内の情報システムのセキュリティ検査を実施しています。

④ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と全子会社で構成するグループ会社経営会議を当事業年度に11回開催し、ガバナンスの強化を図るとともに、グループ会社規程の整備や当社から子会社への監査役の派遣、子会社の監査を実施しています。また、四半期に1回開催する会議では、子会社におけるリスクマネジメントの運用状況、コンプライアンスに係る取組状況を確認しています。なお、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会では、全子会社が参加し、連携した取組を実施しています。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室に所属する社員が、監査役の指示に基づき監査役の職務を補助しています。また、監査室に所属する社員の人事異動は事前に監査役と協議しています。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、常勤監査役の閲覧に付しています。
また、取締役等は、当社グループの業務全般に関する重要事項等の報告を行っています。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会、経営会議その他当社の主要な会議に監査役が出席すること、定例の取締役会の終了後に監査役と取締役等との間で業務全般について情報交換を行うことなどにより、監査役との情報共有に努めています。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項は、ありません。